主

原判決を破棄する。

被告人を罰金一万円に処する。

右罰金を完納することができないときは、金五〇〇円を一日に換算した期間、被告人を労役場に留置する。

原審ならびに当審における訴訟費用は、全部被告人の負担とする。

理由

(控訴趣意)

弁護人木村賢三、同中山新三郎提出の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁の要旨は検察官赤沢正司提出の意見書記載のとおりであるから、いずれも、これを引用する。

(当裁判所の判断)

控訴趣意第一点(法令の適用違反の主張)について、

所論は、原判決は、被告人が、交通整理の行われていない、かつ、左右の見とおしのきかない本件交差点にさしかかったの安全を確認すべき業務して左右に通義を力にして来る車両の有無およびその安全を確認すべきの適用を対して来る事両の有無およびそのとしての適用を対して、被告人進行の道路によって本件事故を惹起したものとして、の道路に対し、被害者進行の道路には、一下の道路には、被害者進行の道路に、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路に、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路には、一下の道路に、一下の道路に、一下の道路に、一下の道路を開発を開まる。一下の道路を開まる。一下の道路を開まる。一下の道路を開まる。一下の道路を開まる。一下の道路を開まる。一下の道路を開まる。一下の道路を開まる。一下の道路を開まる。一下の道路を開まる。一下の道路を開まる。一下の道路を開まる。一下の道路を開まる。

で、司法警察員作成の実況見分調書および原審ならびに当審の各検証調書を 比較検討すると、本件交差点は、交通整理が行われていないうえに、左右の見とおしのきかない交差点であって、特に、東方から西方に通じる被告人進行道路の左側 の道角には、平家建ではあるが人家が道路ぎわいっぱいに建てられているため、そ の交差点の直前まで進行しなければ、被害者の進行して来た左方(南方)道路の状 況を確認し難い地形であること(このことは、被害者進行の左方道路から被告人進行の右方(東方)道路に対する見とおし、状況についても、また、もとより全く同 ーである。)、被告人進行の道路は、東方新田橋から西方約二〇〇メートルは直線 で、前方(西方)の見とおしは良好であるが、被害者進行の道路は、南方から直進 で、則方(四方)の見とおしは良好であるか、被害有進行の追給は、関方から直進して来て、被告人進行の道路と直角に交差してから、約二メートルあまり右方へで記載内容は末尾1ー(1)添付>形にずれたうえ、さらにまた北方へ直進して、変形十字路となつていること、本件各道路は、いずれもアスフアルト簡易舗装で、歩車道の区別のない平坦な道路であること、そして、被告人進行の道路幅は、その形十字路の東側入口のところが五・四メートル、その西側出口より先方(西方)が六・三メートルであり、これに対し、被害者進行の道路幅は、同十字路の南側入口の手前附近が四・八メートル、その十字路を過ぎて先方(北方)に入つたところが五メートルであることをそれぞれ認めることができる。ところで、道路交通法四二条は、交通整理の行われていない。かつ、左右の見とおしのきかない交差点におけ 条は、交通整理の行われていない、かつ、左右の見とおしのきかない交差点におけ る車両等の運転者の徐行義務を規定しているが、他方、同法三六条二項には、車両 等は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろらとする場合において、その通行 している道路の幅員よりもこれと交差する道路の幅員が明らかに広いものであると きは、徐行しなければならないとの規定をおいているから、これによつて、幅員の明らかに広い道路を通行する車両等の運転者は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合には、たとえ、それが、左右の見とおしのきかないものであっても、四二条の規定する徐行義務〈要旨〉を免除されることになる。しかし、そのためには、一方の道路の幅員が他方の道路の幅員より広いことが、車〈/要旨〉両等のたません。 運転者はもとより何人にとつても一見して直ちに、明瞭に確認される程度のもので あることが必要であつて、単に検尺による算数上その広狭の差が明らかであるとい うだけでは足りないことはいらまでもない。いま、これを本件について考えてみる と、被告人の進行した道路の幅員は、被害者の進行した道路と交差する手前附近に

おいて五・四メートルであり、後者の幅員四・ハメートルよりつ・ホメートルであり、後者の幅員四・ハメートルよりであるが、大大をであるが、大大をであるが、大大をであるが、大大をであるが、大大をであるが、大大をであるが、大大をであるが、大大をであるといっている。大大なの道路でであるが、大大をであるとは、大大なの道路でである。大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのが、大大なのでは、大大なのが、大大なのが、大大なのが、大大なのが、大大なのでは、大大なのが、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大なのでは、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大大ないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くないが、大くない

もつとも、本件において、被害者の進行した道路の交差点手前の左側に公安委員会が指定した一時停止の標識が立てられていることは、所論のとおりであるが、これは、当該標識の設置されている道路を進行する車両等に一時停止の義務を課するにとどまり、右道路と交差する道路(被告人進行の道路)を進行する車両等に優先通行の権利を与える効果まで有するものとは解せられない(昭和四三年七月一六日最高裁第三小法廷判決参照)。

したがつて、以上いずれの点よりしても、原判決に法令の適用の誤りはなく、論 旨は理由がない。 控訴趣意第二点ないし第四点について、

しかし、被告人の進行道路が、被害者の進行道路との関係において道路交通法三六条所定のいわゆる優先道路に当らないこと、したがつて、被告人の車両が本件交差点に入ろらとするときは、道路交通法四二条の規定により徐行しなければならないこと、および被害者の進行道路上の交差点の手前に一時停止の標識が設置されていた事実が、被告人の右徐行義務の存在に別段の消長を及ぼすものでないことは、いずれも、前段に述べたとおりであるから、以下、これを前提として、被告人の注意義務違反、すなわち過失の有無の点を判断する。

さて、本件事故の情況は、原判決認定のとおりであるか、関係証拠に照らしてこれをさらにやや詳細に述べると、次のとおりである。すなわち、被告人は、約六屯の砂利を満載した大型貨物自動車(車長六・六七メートル、車幅二・三五メートル)を運転して、原判示地先道路ほぼ中央附近を渡良瀬川方面から国道一二二号線方面に向け、時速約二〇キロメートルで西進し、本件交差点に(この交差点が、交通整理の行われていない、かつ、左右の見とおしのきかない不正形のものであることは、先にも述べたとおりである。)差しかかつた際、前記実況見分調書添付見取図記載「1」地点で、左斜前方約九・三〇メートルの「A」地点に被害者が、自動二輪車(第二種原動機付自転車)に乗つて、左(南)側道路(この道路の交差点の

手前左側に公安委員会が指定した一時停止の標識が設けられていることも先に記載 したとおりである。)からこの交差点に進入してくるのを認めたので、危険を感じ、右「1」地点から約一・七メートル前方の「2」地点で急ブレーキをかけた が、そのとき被害者の車両は、前記「A」地点から約三・八五メートル前方の 「B」地点まで進出していたので避けきれず右「2」地点前方約六メートルのく記 載内容は末尾1-(2)添付>地点で、自車右前照灯および右前フェンダー右端から二三センチメートルくらいの部分を被害者塔乗の自動二輪車のガソリンタンク右 側附近に接触させ、被告人車は、それより先方約一・五〇メートル進行して「3」地点で停車し、他方、被害者の車両は、そのまま、右斜前方に走つて前記見取図記 載のA方表入口ガラス戸に衝突して転倒した。そして、被告人車のスリップ痕は、 前記「2」地点から「3」地点まで約七・五メートルにわたつて残されていたが (このスリップ痕の起始部は、被告人の車両の後輪により、また、その終端部は、 その前輪によつて形成されたものと思われる。)、被害者の車両のスリップ痕は、 全然存在していなかつたということがわかるのである(もつとも、被告人は、原審 正然行位していながったということがわかるのである(もっとも、板百尺は、原番の検証の際には、被告人が被害者を発見した地点およびその時の被害車両の位置等につき、若干右と異る指示説明をしているが、司法警察員の実況見分は、本件犯行直後に行われたものであつて、当時は、路面にスリップ痕も印せられており、被告人自ら右実況見分に立ちない、その鮮明な記憶に基づいて各関係地点を指示説明の ている方に立ち去い、その鮮明な記憶に基づいて各関係地点を指示説明し、これによつて検尺などがなされたものであることを考慮すると、その実況見分調書の記載は、相当正確であり、その信憑力も強いものと思われる。)。ところで、被告人が、本件交差点に入ろうとするときには、道路交通法四二条の規定により徐行しなければならないことは、先にも述べたとおりであるが(なお、本件のように、長大な車長および車幅の六屯積みのダンプカーに砂利を満載してあまりた。 ない道路を走行する場合には、事故を惹起する危険度も特に高いわけであるから、 情況のいかんによつては、道路交通法上の義務とは別に、業務上過失致死傷罪にお ける注意義務という看点から、なお一歩進んで、一時停止の義務の生じ得ることも 考えられるのであつて、原判決が、徐行義務のほかに、一時停止の義務についても 看えられるのであって、原刊人が、原刊表情のはかに、 時間である。)、徐行といいう言及しているのは、この趣旨に出たものと解せられるのである。)、徐行といいうるためには、車両等が直ちに停止することができるよらな速度で進行しなければならないことは、道路交通法二条二〇号によつて明らかであり、それが単なる減速と異なることは、いうまでもない。したがつて、被告人が、時速を約二〇キロメートル程度に減速したままで本件交差点に入ろうとしたのは、この徐行義務に違反したまのにいるできます。 本生人が、本性交差点の ものといわざるを得ない。たとえ、被告人のいらよろに、被告人が、本件交差点の 手前で警音器を鳴らし、また、ブレーキベタルの上に足を乗せていつでも停車措置 をとりうるような態勢で進行したとしても、それだけては、十分な注意義務を尽し たことにはならないと考える。そして、もし、被告人が、徐行の注意義務を果していたとすれば、本件事故の発生を未然に防止し得たであろうことは、先に詳述した 本件発生の情況に照らして明らかである。とはいえ、被害者の側にも遺憾な点がな かつたわけではない。一言も自己の主張を述べる機会も得られずに死亡した被害者 を敢て鞭打つ趣旨では決してないけれども、同人は、本件交差点手前の左側路上に 一時停止の正規の標識が設けられていたのに、それに従つて停止した形跡もないば かりか、本件のよらな左右特に右方に対する見とおうしのきかない交差点における 安全も確認しないままに相当の速度(先に実況見分調書添付図面によつて説明したとおり、被告人車が、同図面記載の「1」地点から「2」地点までの約一・七メートルの距離を走行する間に、被害車両は、「A」地点から「B」地点までの約三・ 八五メートルを走行したことになつているのであつて、この点は、被告人が、捜査 官に対し、被害車両の時速が三~四〇キロくらいであつたと述べているのに符合す るものと思われる。もつとも、他方、右図面によると、被告人車が、「1」地点か ら接触地点までの約七・七〇メートルの距離を進行する間に、被害車両は、「A」 地点から右接触地点までの約五・七〇メートルしか走行していないことになつてい るが、被告人が、検察官に対して述べているところによると、被害者は、接触の直前、被告人車を避けようとしたのか、若干その前方を迂回したことが推察できるから、被害車両についての右直線距離は、必ずしも実際の走行距離をあらわしている。 ものとは思われない。)で交差点内に進出したことが、本件事故の一因となり、ま た、その被害を増大するに与つて力あつたことは、否定することができないであろ しかし、前記のとおり、被告人側にも過失の責むべきものがある以上、 を情状として十分酌むべきであるとするのは格別、これをもつて信頼の原則を裏切 るものとして被告人には過失がないとか、本件事故が、被害者側の一方的な過失に

よつて惹起されたものであるとか、いらことはできない。 原判決には所論のよらな違法はなく、論旨は、いずれも理由がない。 (裁判長判事 樋口勝 判事 浅野豊秀 判事 井上謙次郎)